

身体拘束等の適正化のための指針



令和6年4月1日

身体拘束等の適正化のための指針

第1条(基本指針)

- 1 高齢者虐待防止法の趣旨を理解し、運営会社である株式会社ケアソルの法人理念である「寄り添う看護」を実践するため、より良い医療やケアの提供を目指してサービス提供に努める。
- 2 身体拘束を行わない事は原則であるが、利用者様の生命の安全を第一に考慮し、安全に療養を継続するために行う必要性が生じた時に検討、及び実施する可能性がある。
- 3 虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定するものである。

第2条(身体拘束発生時の対応に関する基本方針)

- 1 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 2 3に挙げた3要件(「切迫性」「非代替性」「一時性」)の要件を満たし、緊急やむを得ない場合と認められた場合に行う。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省2001年3月)に基づく次の要件、手続きに沿って慎重に判断する。
- 3 要件とは、次の通りである。

①切迫性	利用者の生命、又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより、利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行う事が必要となるまで、利用者の生命、又は身体が危険にさらされる可能性が高い事を確認する必要がある。
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するケアの方法がないこと。「非代替性」を判断する、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずにケアするすべての方法の可能性を検討し、利用者当の生命、又は身体を保護するという観点からほかに代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。又、拘束の方法も利用者の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択しなければならない。
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。「一時性」の判断には、利用者の状態等に応じて必要な最も短い時間を想定する必要がある。

- 4 身体拘束に関し、次の方針を定め、すべての職員に周知徹底する。

①身体拘束は廃止すべきものである。
②身体拘束廃止に向けて常に努力する。
③安易に「やむを得ない」という理由で身体拘束を行わない。
④身体拘束を許容する考え方ではない。
⑤全員の強い意思でケアの本質を考える事にチャレンジする。
⑥身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
⑦利用者の人権を最優先にする。

⑧福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ。
⑨身体拘束廃止にむけてありとあらゆる手段を講じる。
⑩やむを得ない場合、利用者、家族に丁寧に説明を行って、身体拘束を行う。
⑪身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず、常に「身体拘束ゼロ」を目指す。

第3条(身体拘束適正委員会の設置)

- 1 身体拘束適正委員会(以下「委員会」とし「虐待防止委員会」と兼務する)を設置する。
- 2 委員会は年2回以上(6月、12月)定期的に開催し、次のことを検討・協議する。
 - ①虐待の未然防止の為に、事業所の運営規定及び虐待防止委員会規定の虐待に関する規定、身体拘束等のマニュアルを確認し、必要に応じて見直す。
 - ②発生した虐待や身体拘束を検証し、虐待の再発防止策の検討及び身体拘束が身体拘束等のマニュアルに沿って適切な手続き、方法で行われているかを確認する。
 - ③年間研修計画に沿った研修及び必要な教育の内容及び実施状況を確認する。
- 3 委員会は、統括責任者、管理者、各事業所職員(虐待防止委員会と兼務)で構成する。なお、必要に応じて、事業者職員、協力医療機関の医師、精神科専門医等や知見を有する第三者の助言を得るものとする。

第4条(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する事項)

年間研修計画に沿って「コンプライアンス研修」「人権及び虐待・身体拘束防止研修」等の研修を実施する。

- ① 新たな採用者には、入職時に「人権及び虐待・身体拘束防止研修」を実施する。
- ② 現任者には年間研修計画に沿って「コンプライアンス研修」、「人権及び虐待・身体拘束防止研修」を年1回実施する。

第5条(身体拘束にあたる行為)

- 1 障がい者虐待防止法及び児童虐待防止法で「正当な理由なくご利用者の身体を拘束すること」は、身体的虐待に該当する行為である。
 - ①車椅子やベッド等に縛り付ける。
 - ②手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける。
 - ③行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
 - ④支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
 - ⑤行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
 - ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

第6条(介護保険指定基準における禁止となる具体的な行為)

虐待防止検討委員会の委員長、又は委員が退職や休職等やむをえない事情でその職を離れるときは、新たに選任された者が委員長、又は委員として就任するものとする。

- ①徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ②転落しないようベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③自分で降りられないようベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないよう四肢を紐等で縛る。

⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないよう、又は皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないようにY字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
⑧脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る。
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

第7条(身体拘束を行わないための取り組み)

1 身体拘束を誘発する原因を探り除去することが重要である。

身体拘束をやむを得ず行う場合、必ず理由や原因がある。利用者ではなく、ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少くないため、利用者個別の理由や原因を徹底的に探し、除去するケアが必須となる。

①マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか？
②事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか？
高齢者等は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか？
④認知症等であるということで、安易に身体拘束等を行っていないか？
⑤ケアの中で本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか？本当に他の方法はないか？

2 以下の5つの基本的なケアを実行し、不穏となる原因を除去したり、転倒リスク等を軽減して身体拘束に頼らないケアを提供するべきである。

①起きる	人は座って重力が上からかかることにより覚醒する。目を開き、耳が聞こえて自分の周囲で起こっている事がわかる。これは臥床して天井を見ていたのではわからない。起きる事は人間らしさを追求する第一歩である。
②食べる	食べることは楽しみ、生きがいであり、脱水予防や感染予防になり、点滴や経管栄養が不要となる。食べることはケアの基本である。
③排泄する	なるべくトイレで排泄することを基本とする。オムツを使用している人は隨時交換が重要である。オムツに排泄物がついたままだと、不快さから「オムツいじり」等の行為につながることがある。
④清潔にする	入浴することを基本とする。人は皮膚が不潔であれば、かゆみの原因になる。そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりする。皮膚の清潔を保つことで快適になり、周囲も世話をしやすく、人間関係も良好になる。
⑤活動する	利用者の状態や生活歴にあった良い刺激を提供する事が重要である。例えば音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、テレビ等が考えられる。言葉の刺激もあるが、その人らしさを追求する上で、心地よい刺激が必要である。

- 3 身体拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現をめざす。
- 身体拘束廃止を実現していく取り組みは、事業所におけるケア全体の質の向上や利用者の生活環境の改善のきっかけになる。「身体拘束廃止」がゴールではなく、身体拘束廃止を実現していく過程で提起される様々な課題を真摯に受け止め、より良いケアの実現に取り組んでいく。
- 身体拘束禁止規定の対象になっていない行為でも、例えば「言葉による拘束」(スピーチロック:声かけにより利用者様の行動を抑制する)等は心理的虐待であり、決して行わない。

第8条(やむを得ず身体拘束を行うときの手続き)

- 1 第2条の3で挙げた3要件を満たす場合でも以下の点に留意する。
- 2 事業所による決定と身体拘束に関する説明書等への記載
- ①やむを得ず身体拘束を行うときには、カンファレンス等で事業所として慎重に検討し、決定する。この場合でも委員会で議題として上げて慎重に協議するものとし、基本的に職員の個人的判断で行わない。
- ②身体拘束を行う場合、身体拘束に関する説明書等に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記録する。カンファレンス等で身体拘束の原因となる状況を徹底的に分析し、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定する。利用者個別のニーズに応じたケアを検討する。
- 3 利用者、家族への十分な説明
- ①身体拘束を行う場合は、これらの手続きの中で、利用者や家族に対して、事前に身体拘束に関する説明書等で身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得る。説明は管理者もしくは準ずる者が行う。
- ②仮に、事前に利用者や家族に説明し、理解を得ている場合でも、実際に身体拘束を行う時点で必ず個別に説明して理解を得る。
- 4 行政等への相談、報告
- ①身体拘束を行う場合、高齢者虐待相談窓口(市区町村窓口、地域包括支援センター)等の行政に相談、報告する。ご利用者へのケアのなかで様々な問題を事業所で抱え込みます、関係する機関と連携してケアについて様々な視点からアドバ椅子や情報を得る。
- ②行政等に報告、相談することで、ケアの困難な事例に取り組んで、組織的な虐待及び身体拘束防止を推進する。
- 5 身体拘束に関する事項の記録
- ①身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際のご利用者的心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要事項を記録する。
- ②緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除し、利用者及び家族等に報告し、記録する。
- ③記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに記録し、それについて情報を開示し、職員間、事業所全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。又この記録は整備し、行政の指導、監査においても閲覧できるようにする。
- ④各記録は、利用者のサービスが終了した日から 5年間保管する。

第9条(本指針の閲覧に関する事項)

従業者、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるようゆいナースステーションのホームページにて公開し、又、印刷した文書として事業所内に備え付けるものとする。

(附則)この方針は、令和6年4月1日から施行する。